

有価証券の私募の取扱い業務に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。）に係る私募の取扱い（以下、当該私募の取扱いに係る有価証券を「私募社債」という。）並びに同項第17号に掲げる有価証券で同項第1号から第5号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券を除く。）に係る私募の取扱い（以下、当該私募の取扱いに係る有価証券を「非居住者私募債」（国内において発行されるもの）という。）の業務等の遂行に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

（法令、規則等の遵守）

第2条 私募社債及び非居住者私募債の取扱いに当たっては、この規程によるほか、金商法その他の関係法令、金融商品取引業協会等の諸規則及び取引慣行等を遵守してこれを行うものとする。

（売買単価等）

第3条 当社が顧客又は他の協会員との間で私募社債及び非居住者私募債の店頭売買を行うに当たり、当該売買約定単価については合理的かつ適正な価格により行うものとする。

（約定処理に関する規定）

第4条 当社は、私募社債及び非居住者私募債の店頭取引を行った場合の約定処理に当たっては、別に定める「公社債の店頭取引取扱規程」により行うものとする。

（その他留意事項）

第5条 当社は、顧客に対する私募社債及び非居住者私募債の取扱い業務を行うに当たっては、当該顧客の投資経験及び資力等に適合した投資が行われるよう十分留意するものとする。

（有価証券の引受け等に関する規定）

第6条 私募の取扱い業務の遂行に当たって、この規程に定めがない事項については、「有価証券の引受け等に関する規程」に定めるところによる。

【社内規程モデル】

付 則

この規程は、 年 月 日から施行する。